

1 事業名

市道路線の認定

市道 1-426 号線、市道 1-427 号線、市道 1-466 号線、市道 1-987 号線

2 事業の概要

北秋津・上安松土地区画整理事業に伴い、市道 1-426 号線、市道 1-427 号線及び市道 1-466 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、大字上安松字道上 289 番 8 地先を起点として大字上安松字道上 288 番 1 地先を終点とする部分を市道 1-426 号線として、大字上安松字道上 295 番 3 地先を起点として大字上安松字道上 299 番地先を終点とする部分を市道 1-427 号線として、大字北秋津字下新井道 793 番 6 地先を起点として大字北秋津字北ノ台 928 番地先を終点とする部分を市道 1-466 号線として再認定し、大字北秋津字上ノ台 802 番 3 地先を起点として大字北秋津字東境 852 番 8 地先を終点とする部分を市道 1-987 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、土地区画整理法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する4路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図3のとおりである。